

特別養護老人ホーム 伊豆白寿園「短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）」 運営規程

制定	平成12年	7月14日	改定	平成21年	4月1日	改定	令和2年	4月1日
改定	平成16年	5月1日	改定	平成22年	4月1日	改定	令和3年	8月1日
改定	平成17年	10月1日	改定	平成22年	10月1日	改定	令和7年	4月1日
改定	平成18年	4月1日	改定	平成26年	1月17日			
改定	平成19年	1月1日	改定	平成26年	2月21日			
改定	平成19年	4月1日	改定	平成29年	12月21日			
改定	平成20年	9月1日	改定	令和元年	10月1日			

（事業の目的）

第1条 この規程は、「伊豆白寿園 老人ショートステイ」の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本サービスは、介護者の休養、並びに家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により一時的に居宅において、日常生活を営むのに支障が生じた場合、このサービスを利用することにより家族の身体的、精神的な負担等の軽減を図ることを目的とする。

また、サービスの提供については、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を継続的に営むことができるよう、入浴、排泄、食事等に対して適切な介護を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第3条 契約者に対して本サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置する。

なお、職員の配置については、特別養護老人ホーム伊豆白寿園を含めた員数であり、介護保険法及び関係法令等に定める配置基準を遵守したものである。

職種、員数及び職務内容

職 種	指定基準	職 務 内 容
管 理 者	1 名	ホーム全般についての運営管理を行なう。
介護又は看護職員	27名以上 (兼務可)	利用者の心身の状況に応じた、入浴、排泄、食事等について適切な介護を行い、ホームでの安心・充実した生活ができるよう支援する。
看 護 師	3名以上 (兼務可)	利用者の健康状況を常に把握し、適切な健康管理等を行なう。
医 師 (嘱託)	必要数 (兼務可)	利用者の健康状況に注意し、必要によりかかりつけ病院等と連携し適切な措置を行う。
生活相談員	1 名以上 (兼務可)	利用者の心身の状況、居宅環境等の把握に努めると共に、利用者又はその家族に対し相談、助言等、必要な援助を行なう。
栄 養 士	1 名以上 (兼務可)	利用者の身体の状態及び栄養、嗜好等を考慮した適切な食事の提供を行なう。
機能訓練指導員	1 名以上 (兼務可)	利用者の身体の状態等を踏まえ、必要に応じて日常生活に必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（利用定員）

第4条 利用定員は10名とする。ただし、特別養護老人ホームの空床利用の場合は、この限りでない。

（サービスの内容及び利用料、その他の額）

第5条 サービスの内容及び利用料は次のとおり。

1 サービス内容について

（1）入浴

一週間に2回以上、適切な方法により入浴を提供する。また、体調不良等により入浴が困難な場合は、清拭等により対応する。

（2）食事

栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好等を考慮すると共に、適切な時間での提供に努める。また、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂において食事が摂れるよう努める。

（3）排泄

利用者の心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立に向けた必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを提供し、かつ適切な取り替えに努める。

（4）その他

利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の援助を適切に行い、居宅においても、快適な日常生活が継続できるよう努める。また、教養娯楽設備等の使用、レクリエーション行事への積極的な参加等ができるように努める。

2 利用料及びその他の費用について

（1）利用料

介護保険法で定める該当負担額。

（2）その他費用

食 費	重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける。ただし、利用者負担額については食費の負担減額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とする。
滞 在 費	利用期間中における日額負担とする。ただし、利用者負担額については滞在費の負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している滞在費の負担限度額とする。

その他、重要事項説明書に記載する料金の支払いを受けることが出来る。

（通常の送迎実施地域）

第6条 送迎については、介護者の事情等から自己解決できない場合のみ、実施することとする。

送迎実施地域については、函南町、旧韮山町、旧伊豆長岡町の全域及び三島市（大場・東大場地区・多呂・北沢・梅名地区）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第7条 本サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため下記の事項について留意する。

- ・ 利用期間中は、常に利用者家族と連携が図られるよう具体的な連絡方法について確認する。
- ・ 利用期間中に通院等が必要となった場合は、家族対応とする。
- ・ 飲酒、喫煙については、原則対応できないことを家族に伝える。
- ・ 入浴については、利用者の身体機能にあった入浴を提供する。

（特別浴；週2回 個人浴；週2回）

（緊急時等における対応方法）

第8条 緊急時等における対応方法は次のとおり。

利用者の心身等に急変が生じた場合は、速やかに家族に連絡するとともにかかりつけ主治医へ連絡を行う等、必要な措置を行う。

また、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第9条 非常災害対策は、次のとおり。

施設長は「社会福祉法人共済福祉会伊豆白寿園消防計画」並びに「社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」に基づき、迅速な対応を行い、被害の防止及び軽減に努める。

また、非常災害に備え、職員、利用者全員を対象とした定期的な避難訓練を行う。

（その他 運営に関する重要事項等）

第10条 ホームは、「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針」に基づき、個人情報の取り扱いを行うと共に、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

第11条 ホームは、「身体的拘束その他行動制限廃止及び虐待防止に関わる伊豆白寿園マニュアル」に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法による利用者の制限の廃止、及び虐待の防止に努める。

なお、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施のこととする。

1. 身体拘束廃止委員会の開催	原則 1回／月 その他必要に応じて随時開催
2. 検討内容	「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件をすべて満たす状態であるかを確認する。
3. 緊急やむを得ない場合の手続き	①家族、または代理人等に連絡し面接する。 ②家族等の十分な理解と同意を得て、説明書に署名捺印を求める。
4. 介護記録の記載	実際に身体拘束を行う場合は、様態・時間・心身の状況等を記録する。
5. その他拘束廃止の為の取り組み	①身体拘束廃止を目的に継続的な身体拘束廃止委員会を開催する。 ②職員は最新の知識と技術を学ぶ機会に参加し、拘束廃止の取り組みを積極的に取り入れる。

（実施細目）

第12条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は伊豆白寿園短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）「利用契約書」によることとする。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。